

震災記録誌とは - 記録の歴史と現代の記録誌の諸事例

田中 大二郎

熊本市都市政策研究所研究員

キーワード：震災記録誌、アーカイブ、地震の記録、津波の記録

1 震災記録誌を横断的に見る視点

平成 7 (1995) 年の阪神・淡路大震災から 20 年以上が経過し、この間、いくつもの地震や津波が日本各地を襲った。そして、被災した多くの自治体が、被害状況や行政対応を中心とした震災記録誌を発行してきた。中には大変な分量を持つものも少なくないが、これらの自治体による記録誌を横断的に調査し、記録誌の性格や傾向を論じた資料は管見の限りでは存在しない。過去に発行された記録誌群について知り、「そもそも震災記録誌とは何か」という本質的な問いを發し、議論することが求められている。

本稿は、古くから日本の歴史の中で地震を記録する文化が築かれてきたことを再確認するとともに、現代の記録誌のバリエーションを示し、内容の概略と傾向を示すことによって、簡便な記録誌のパノラマを提示することを目的としている。元は、平成 28 年熊本地震後に熊本市が作成を予定している記録誌のコンセプトづくりのための調査の一環として集められた情報¹の一部を、以下に資料として公開するものである。

未来に日本のどこかで大きな自然災害がないことを切に願うのは日本国民の総意にちがいない。だが、自然災害は人間の意志に従うものではない。今後もし大きな地震に遭われる自治体があり、震災の記録誌作成を意図したならば、参考となる知の一部を提供し、記録誌のコンセプトを深めるための基礎資料となるであろうことも意図している。

本稿の構成を以下に簡単に示す。まず、アーカイブと記録誌について区別する一定の方針を示した上で、2 においては、地震に伴い日本で古くから実践されてきた記録の文化から説き起こす。江戸期、明治期を経て、行政対応記録としての「(震災) 記録誌」という資

料のジャンルの確立がおおよそ大正 12 年(1923)の関東大震災にはじまるという見立てで、記録誌成立の歴史的経緯をとりまとめる。続く現代の記録誌のレビューには二節をあてる。3 では、1995 年を境として 2010 年までの期間に、阪神・淡路大震災とその後に作成された自治体発の記録誌の内容を確認する。4 では、2011 年の東日本大震災について、五つの県の記録誌、および仙台市の記録誌について解説を加える。記録誌成立の歴史的過程と国内自治体の記録誌作成の動向を知ることによって、「震災記録誌」にかかわる知の共有を可能とし、「そもそも震災記録誌とは何か」という本質的な問いの社会的な共有、そして議論に資することが可能となるだろう。最後に 5 では、自治体がみずからの記録誌を過去の記録誌へと系譜付けすることによって、記録誌の文化を未来へ向けて投げかけ、未来につないで行く可能性について言及する。

1.1 アーカイブと記録誌

記録誌の調査に入る前に、「アーカイブ」について若干断っておきたい。本稿では、「アーカイブ」と「記録誌」を厳密に定義せずに用いるが、これらの語が用いられる慣用にしがたが、前者を被災地の写真や被災者の証言、体験談等を中心とした資料集成とみなし、後者を行政対応の記録中心の資料集成とみなす。それぞれ棲み分け可能な、相異なる性格を持ちうる資料と想定して考察をすすめる。

東日本大震災後、新たに「震災アーカイブ」という語が広く用いられるようになった。その特徴は、まず、従来型の紙の諸記録、断片的にウェブ上で発信される諸個人・団体の情報を越え、慰霊と鎮魂という復興の理念に沿って、画像、動画、音声等の膨大なデジタル

データを方法的に収集し、蓄積し、保管する点にある。だが、保管にとどまるわけではない。「震災アーカイブ」の最大の特徴は、一定の基準を設定して、マルチメディアのコンテンツとしてデータをウェブ上に公開し、検索や閲覧を可能なものとして提供する点にあると言えるだろう。震災アーカイブ事業の中には、被災後の持続的な復興事業の一環として取り組まれているものもある²。総務省も、震災デジタルアーカイブの普及促進に積極的であり、2013年3月にはガイドライン³を出して支援し、復興の理念に沿う活動としてのみならず、防災・減災や研究へのデジタルアーカイブの実用的な利用も想定されている。本稿は、自治体の行政対応を主な内容とする記録誌に関心を集中させるため、「震災アーカイブ」に相当する資料群のレビューは割愛する⁴。

2.3 以降で改めて触れることになるが、プラクティカルな使命を持ち、行政対応の記録を中心に編まれる「記録誌」というジャンルが関東大震災以降存在するという視点に立つことができる。片や、アーカイブの事業は、慰霊と鎮魂という復興の理念に関連づけて記録を残す重要事業である。片や、自治体の記録誌作成は行政対応を中心とした実務的な記録を残す別の重要な事業である。アーカイブと記録誌との間に一部重なり合う部分があるとしても、また、両者が現代において防災・減災への寄与を共通の目的の一つとしているとしても、記録として見た場合に両者の守備範囲は異なっている。

2 地震記録の歴史

大地震発生後に特別体制で記録をとり情報を集約する行為自体は、近代以降に急に開始されたわけではない。日本では古くからなされており、文化を成してきた。古くは、五世紀～七世紀に発生した大地震が日本書紀に記録されていることや、律令時代には馳駅〔ちえき〕⁵の運用を大地震に適用する例が見られた。律令時代の地震情報の集約や伝達、地震への対応についてかなり多くのことが今日分かってきている。

明治以前でもっとも有名なものは、安政江戸地震(1855)に関する記録である。この幕藩体制下で発生した大地震については、幕府の伝馬役であった名主の手になる『撰要永久録』⁶が遺され、この中に多くの町触

が収録されている。これらを読むと、安政江戸地震に際しての幕府の詳細な対応が分かる⁷。幕府による被災者支援は、罹災民の傷の手当てから、日用品の確保、食料の配給―「焚出」による「握飯」の配給―に及んだ⁸。地震の二日後に早くも「御救小屋〔おすくいごや〕」と呼ばれる公設避難所を三箇所設けて運用を開始していた⁹。

2.1 明治熊本地震

熊本の地で明治22(1889)年7月28日、推定地震規模M6.3の大地震が発生した。同年、『熊本明治震災日記』が一人のジャーナリストの手で出されている¹⁰。本書は、複数の新聞社の記事を吟味するとともに、被害状況を示す挿絵が3枚、被害地域を赤線で示す地図が2枚収められている。これらをアーカイブ的要素と見ることができよう。明治の熊本地震の記録を残そうという著者の強い意志により、当時まだ新しかった活版印刷が用いられた。その一方、熊本県庁の行政対応の記録も公式に残っている。『明治二十二年熊本縣大震始末』である¹¹。この『大震始末』は手書きであり、広く配付することは想定されていなかったようである。本地震に関係する行政文書を、震況／庁務／広告／観察／実験／統計／慈恵／褒賞の計8の項目のもとに「本編」として収集している。

2.2 濃尾地震

明治24(1891)年に発生した濃尾地震においては、『震災日誌』¹²や『明治廿四年岐阜県震災誌草案』¹³といった手書き史料が遺されている。「草案」という題名から岐阜県が震災誌を発行しようと奮闘していたことが理解される。岐阜県は、大地震による大変な被害の中、「訓令」を出し、県立の「震災窮民救済所」を設立するなど行政対応をおこなっていた¹⁴。行政対応の記録ではないが、より容易に参照できる濃尾地震に関する資料が、岐阜測候所から出版された。『明治二十四年十月二十八日大震報告』¹⁵である。活版印刷による大々的な地震報告資料であり、1889年の地震時に測候所がなかった熊本と比較して、圧倒的に多くの学術的資料が収録されている。地震の概要とともに、断層の道筋、磁力の変動、震災予防調査会の計画、地震研究の方針を取り扱った論考とともに、大森房吉『濃尾地震略説

続編「餘震（後揺）に就きて」¹⁶も含まれる。短期間のうちに飛躍的に発展した地震学の成果が、他の記録と併録された報告と見ることができよう。

2.3 関東大震災

自治体公式の活版印刷物としての記録誌の登場は、関東大震災を待たなければならない。先ず 1923 年 9 月 1 日の地震から約 4 ヶ月後にアーカイブ的な性格の強い『大正震災誌』¹⁷が出され、続いて地震から約 19 ヶ月後に行政対応記録を中心とした東京市役所(当時)編集兼発行の『東京大正震災誌』が出版された¹⁸。いずれも「震災誌」をタイトルに持つものだが、内容はほぼ棲み分けており、後者に自治体の行政対応中心の記録誌の祖型を見出すことが可能である。これを図 1 に示した。

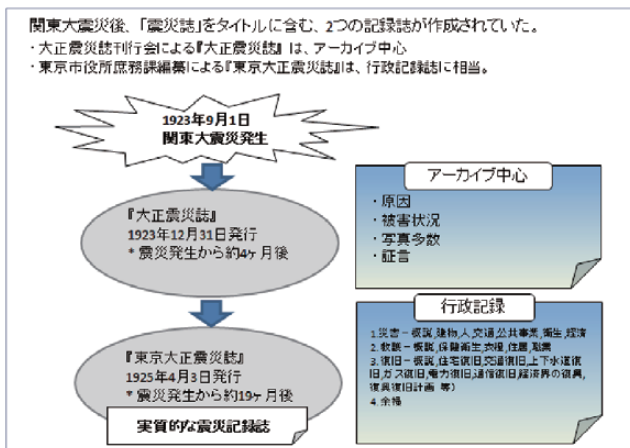


図 1. 関東大震災(1923)後の記録誌作成の動き

『大正震災誌』は、序、勅語、詔書に続き、まず、被災状況を示す多数の写真、そして「地震の原因と被害地の範囲」「帝都の地震と火災」が収められ、「虐げられた人の実験」と題した震災状況下のエピソードとともに、当時の政治家や文化人の所感を収録している¹⁹。

これに対し、東京市役所による『東京大正震災誌』は、実質的に行政対応が中心の記録誌²⁰であり、計 4 編 25 章から構成される内容は、第 1 編「災害」、第 2 編「救護」、第 3 編「復旧」、第 4 編「余録」となっている。災害の編には災害概説、建物被害、人的被害、交通被害、公共事業、教育学芸宗教慈善、衛生、経済が含まれる。救護の編には、概説、保健衛生に関する救護施設、衣糧に対する救護施設、住居に対する応急

施設、職業に対する施設、その他の施設の章がある。もっとも多くの章を備える復旧の編には、概説、住宅復旧、交通復旧、上水道事業復旧、ガス事業復旧、電力供給事業復旧、通信事業復旧、教育学芸娯楽事業の復旧、経済界の復興、復興復旧計画が含まれている。

自治体が震災誌を作成する文化は戦後にも引き継がれた。昭和 23 (1948) 年 6 月 28 日に発生した福井地震に関しては、丸 12 ヶ月後に福井県が『福井震災誌』²¹を出版した。700 頁を超える大部の資料だが、「前編」で地震被害を、「中編」で救護概況を、そして、全体の半分近いボリュームを占める「後編」では、「復興対策」を取り扱っている。また戦後は、戦災からの復興を記録するさまざまな動きもあり、自治体の記録の保存、記憶の継承という観点からはこの動きも無視できないが、本稿はあくまで自然災害、それも地震を中心に編纂された記録誌について論じるため、ここでは割愛する。

以上、江戸時代までの地震記録体制や地震関連の公的扶助の記録、そして明治 22 年以降の都道府県レベルでの記録誌の一部を見てきた。他にも参考にすべき公的な資料は数多くあろうが、現代の(震災)記録誌と共通の性格を持つ行政対応中心の記録が生み出される歴史的過程については、画期を成した資料群をもとに上に説明した通りである。

3 阪神淡路大震災から 2010 年までの震災記録誌

平成 7 (1995) 年 1 月 17 日発生の阪神・淡路大震災の後、神戸市をはじめとする被災自治体が震災記録誌を作成し、その後の流れが徐々に形成された。1996 年から 2010 年頃までの期間に作成された自治体による記録誌は数多くあり、「記録」「震災誌」「大震災誌」「地震記録誌」「震災記録誌」「地震災害記録誌」「復旧の歩み」といった語句をタイトルに含むさまざまな記録誌が作成された²²。構成や特徴を中心に、これらを時系列的に沿って見て行きたい。

3.1 阪神淡路大震災：神戸市の記録誌等

阪神淡路大震災の一年後に出版された神戸市記録²³は、全四部の構成で A4 版 700 頁の大部の資料である。神戸市の災害対策本部が編集し、神戸都市問題研究所が発行したもので、当時の笹山市長による「刊行にあ

たって」が置かれている。市長は、4千人をこえる尊い人命と人々の生活基盤を奪った「大都市直下型地震」における「救援・復旧活動を中心に、神戸市の対応などの事実を正確に記録しておくことが、今後の復興事業や防災対策の基礎資料として参考」になると記している。「第1部 地震の概要」「第2部 被害状況」に続いて置かれた「第3部 応急対策の実施」が分量から見て最大で、この震災後の応急的な行政対応が記録誌の中心となっている。「第4部 復興へ向けて」は計20頁程度で、この段階における復興計画の最も基礎的な資料にとどまっている。阪神・淡路大震災に関しては自治体の記録以外にも非常に多くの記録が残されており、神戸大学附属図書館のデジタルアーカイブでは、写真集、追悼文集などを含む阪神淡路大震災に係るさまざまな団体、個人の記録が公開されている²⁴点にも言及しておきたい。

3.2 鳥取県西部地震：鳥取県の記録誌

2000（H12）年10月6日発生の鳥取県西部地震の「震災誌」²⁵はA4版160頁程度の資料で、写真や新聞記事を中心としたアーカイブ的性格が強い。「Chapter1 震災を振り返って 片山知事インタビュー」として、当時の首長のコメントが一章を占めている。「Chapter2 震災の記録」には、地震の概要、応急活動、避難、緊急物資、自衛隊災害派遣、建物危険判定、仮設住宅、ボランティア、義捐金、復興対策などが含まれる。これらは、「主な対応経過」という表形式で、鳥取県とそれ以外（国、市町村、他県）の2つのカテゴリに沿って設けられた日ごとに箇条書きされているにとどまり詳細の行政記録ではない。体験談がこれに続き「Chapter3 震災を振り返って 震災体験談」として収録され、さらに新聞記事の転載「Chapter4 西部地震関連新聞記事」が収録されている。末尾の「検証」には、毎日新聞と日本海新聞の記事が収録されている。

3.3 福岡西方沖地震：福岡市の記録誌

2005（H17）年3月20日に発生した福岡県西方沖地震の三年後に、福岡市が震災記録誌を発行している²⁶。「刊行にあたって」の中で、福岡市長は「福岡市での観測史上最大の地震」と位置づけ、被害が玄海島に

集中した点に言及している。構成は、「第1部 地震の概要」につづく、計5部と資料の構成で、「第2部 災害応急対策」「第3部 公共施設・ライフライン等の被害及び復旧並びに関係機関の応急活動」がメインの内容の行政記録中心の記録誌である。「第4部 被災者の救援及び生活支援対策」「第5部 復興へ向けて」につづき、資料編として、住宅被害分布図と新聞記事、市政だより、そして「玄海島復興だより」を収録している。地域防災計画の見直しについても言及があり（第5部第6章1節）、具体的な「防災計画の区分」に対応する「見直しの方向」「見直しの概要」を表にまとめている²⁷。

3.4 能登半島地震：石川県の記録誌

2007（H19）年3月25日に発生した能登半島地震では、二年後の2009（H21）年3月に石川県が『能登半島地震災害記録誌』²⁸を発行している。「はじめに」の中で当時の知事は、ボランティアの支援や義援金への謝辞とともに、「道路などの社会インフラの復旧をほぼ終えた」ことを語っている。知事は、公助とともに共助についても配慮しており、県地域防災計画への反映とともに、「自主防災組織の育成」「防災拠点施設の耐震化」「防災教育の強化」などに取り組んでいることを明かしている。「持続可能な能登の再生と創造」をうたい、地震の検証とともに「教訓を風化させることなく」今後の防災に生かすことを期待している。計8章の本編230頁あまりと、体験談および資料が120頁あまり、約350頁の構成である。

「第1章 地震の概要」「第2章 被害の概要」につづき、「第3章 初動対応」「第4章 応急・復旧対策」として、県や自治体の初動の行政対応、県関連の復旧対応として道路、河川、港湾、砂防、農業施設、教育福祉施設等の対応をつづっている。本記録誌は、ボランティアと義援金に焦点をあてており、それぞれ「第5章 ボランティア活動」「第6章 義援金・救援物資の状況」として一章を設けている。また、防災や復興に比較的多くの紙幅をさいており、それは、「第7章 教訓を活かした防災対策の推進」「第8章 復興に向けて」に見られる。地震をふまえた防災対策の章には、個々の分野と検証結果をふまえ、石川県の地域防災計画の具体的な修正が計28点にわかりやすくまとめられて

いる²⁹。

3.5 新潟県中越地震：新潟県の記録誌

2007 (H19) 年 7 月 16 日発生の新潟県中越地震の記録誌は、約一年半後に出ている³⁰。地震発生直後から復旧に向けた、「農地・農業用施設等に関する取り組み」として、農地の被災と復旧に比重がおかれている。記録誌の冒頭には、知事ではなく新潟県土木部長による「発刊にあたって」が置かれている。土木部長はこの震災を「棚田など農村の原風景を有する中山間地で土砂崩れや地すべり、道路崩壊など大規模な地盤災害」であったとし、さらに「19年ぶりの豪雪」によって家屋の倒壊や雪崩などによる被害が拡大した点にも触れている。そして、「日本の国土面積の七割を占める中山間地で発生した大震災」と位置づけた上で、「全国モデルケースになる」との認識が示されており、「創造的復旧」を目指してきた点にも言及がある。土木部作成ということから、自身も「部内資料としての色合いが濃い」ことを意識しながらも、「体験を風化させることなく後世に語り継ぐ資料」として作成したと語られている。被害状況を示す写真につづき、「第1章 最大震度7、長引く余震 新潟県中越大震災の発生」「第2章 広範囲に及ぶ壊滅的な被害～初動対応編」「第3章 雪が降る前に～緊急(応急)対応編」「第4章 本格的な復旧に向けて～災害査定編」「第5章 一日も早い復旧・復興を目指して～復旧編」の全5章で、編集後記と資料編が付いている。本記録誌は、詳細地図を載せるとともに厳密な対応箇所のマッピングを行っており、会議や調査等の段取り、土木技師による専門的な測量情報、工事現場の写真、被災直後と復旧対応後の写真比較などを収録し、復旧のための土木工事の対応プロセスが細かく説明されている点に最大の特徴がある。

3.6 岩手・宮城内陸地震：宮城県の記録誌

2008 (H20) 年 6 月 14 日発生 of 岩手・宮城内陸地震は、地震にともなう土砂災害があらためて注目された地震である³¹。宮城県から、2010 (平成 22) 年 12 月『平成 20 年岩手・宮城内陸地震災害復旧の歩み』が刊行されている。これは、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所によるもので、地震で被害のあった道路と橋梁の復旧工事が完了したことを受けて出されている。栗原地域事務所所長による「はじめに」によれば、「栗原市内、特に震源に近い中山間地を中心に」死者 14 名、行方不明者 4 名、多くの負傷者を出したこと、「住宅の損壊」、「大規模な山腹崩壊」「河道閉塞」「道路の決壊、埋没」の甚大な被害があった。「災害の恐ろしさや防災対策の大切さ」を知らせるために地震発生直後の事務所の記録誌としてまとめたと説明されている。全 9 章で構成され、第 1 章で地震の概要、第 2 章で被害の状況を、第 3 章では「災害発生後の対応」、第 4 章「災害査定」第 5 章「建築関係対応状況」、そして、第 6 章「土砂災害危険箇所緊急点検の概要」、第 7 章「災害関連事業の概要」、第 8 章「災害復旧の足跡」、第 9 章「その他」、「終わりに」と続く。土木工事を伴う復旧活動の内容や数多くの写真等の技術資料、土砂災害への対策に重点が置かれている。「終わりに」は、宮城県土木部河川課の課長によるもので、「直下型地震のおそろしさ」「中山間地での大規模災害時の対応の難しさ」に触れるとともに、「近い将来高い確率で宮城県沖地震の発生が予測され」ている点にも触れ、岩手・宮城内陸地震をうけ、宮城県が新たな計画をもとに「一層の防災・減災対策に取り組む所存だとの意気込みが示されていた。「震災の記憶が風化されることなく後世に受け継がれ」、記録誌が「災害対策等の参考」になることが期待されていた。

以上、1996～2010 年までに、日本各地で発生した大地震の後に自治体で作成された記録誌について説明

表1.

1995(平成7)年～2010(平成22)年の主要な地震と震災記録誌

地震名	地震発生年月日	記録誌名	記録誌発行年月	記録誌作成組織
阪神・淡路大震災	1995/1/17	阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年	1996/1/17	神戸市
鳥取県西部地震	2000/10/6	鳥取県西部地震震災誌	2001/10	鳥取県
福岡県西方沖地震	2005/3/20	平成20年版福岡県西方沖地震記録誌	2008/9	福岡市
能登半島地震	2007/3/25	平成19年能登半島地震災害記録誌	2009/3	石川県
新潟県中越地震	2007/7/16	中越大震災誌	2009/3	新潟県土木部
岩手・宮城内陸地震	2008/6/14	平成20年岩手・宮城内陸地震災害復旧の歩み	2010/12	宮城県北部土木事務所 栗原地域事務所

した。これら 6 件の記録誌について、地震名、地震発生年月日、記録誌名、記録誌発行年月（日）、記録誌作成組織を簡単にまとめたものが表 1 である。

4 2011.3.11 東日本大震災後の記録誌の事例

東日本大震災は、M.9.0 という巨大な地震規模を記録した海底プレート起因の海溝型の大地震であり、かつ、日本の有史以来稀有な巨大津波をともなった地震でもある。被害の甚大さとともに被災地の広域性にもっとも大きな特徴がある。地震の被害だけでなく、津波の被害をうけた自治体の多くが、アーカイブ系のもを含めてさまざまな記録を作成している。以下においては、自治体ベースの記録誌のうち、行政対応を中心にまとめたものについて解説することを主眼とする。本震災後には、被災地の広域性に連動し、中小の自治体においても行政記録を中心とした震災記録誌が活発に発行されているが、それらの記録誌に網羅的に解説を加えることは困難であるため、ここでは、県（北から岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）の記録誌について比較的細かく解説し、それに続き、仙台市の記録誌について見ていくことにしたい。

4.1 岩手県の記録誌

岩手県の記録誌は震災から二年が経過した 2013（H25）年 3 月に³²出されている。岩手県企画・発行の記録誌である。資料編も章に含まれた全 8 章から成る計 256 頁のコンパクトな物件で、地震の概要、被害の概要、発災直後対応、応急復旧期対応のオーソドックスな順番に記録をまとめている。「第 1 章 地震と津波の概要」につづく「第 2 章 被害の概要」では、自治体ごとに地図、「津波痕跡高」「浸水面積」「地盤沈下」「家屋倒壊」「廃棄物推計量」とともに、死者・行方不明者数データを示すとともに、各自治体の被害状況や避難の実態について、ポイントを押さえた具体的な内容を収録している。被害に関する記録内容は充実している。

行政対応に関する章が、第 3 章、第 4 章、第 5 章であり、分量的に全体の約 50%を占め、実質的に記録誌のメインコンテンツを形成している。「第 3 章 災害対策本部設置・初動対応」においては、県の組織図、被害の時系列、9 日間に及んだ岩手方式の DMAT 活動³³

の内容と課題、インフラや燃料、救助・捜索活動、支援物資の供給とシステム、犠牲者への対応、被災市町村の行政機能の回復などが解説されている。「第 4 章 応急復旧期」の中には、公共施設の復旧、廃棄物の処理と対策、医療福祉施設の復旧、こころのケア、応急仮設住宅の建設と対策、産業復興支援、被災者生活再建支援、天皇皇后両陛下のお見舞い等のイベント的な動きまでが含まれている。「第 5 章 放射線対策の概要」は、県の災害対策本部に 2011 年 8 月 5 日に「放射線影響対策特命チーム」を設置したことなど県の放射能対策の方針、そして、測定や措置が書かれている。これに、「第 6 章 ボランティア活動など民間支援の動き」「第 7 章 復興等に向けた取組」と続き、第 7 章では、岩手県防災対策検証と防災対策への反映が表で示されており³⁴、また「岩手県東日本大震災津波復興計画」の概要が示されている³⁵。また、月に一回発行の「いわて復興だより」（2011 年 7 月 1 号以降、32 号まで）の全号からそれぞれ部分的に内容を抜粋する形で、県の復興の足跡が示されている。「第 8 章 資料編」と末尾に発行協力者一覧を置いている。

4.2 宮城県の記録誌

「検証」を前面に出している点が、宮城県の記録誌の最大の特徴である。津波による大きな直接被害を受けた数多くの被災市町村のある宮城県は、記録誌の作成を二段階に分けておこなったと見ることができる。宮城県は、平成二八年までに公開した東日本大震災に関する三つの記録誌すべてに概要版を付けている。大部になりがちな記録誌を俯瞰し、本編へのアクセスを容易にする概要版の作成を当初から決め実行していたことが分かる。

一段階目は、発災後 12 ヶ月までの速報版もしくは暫定版と呼ぶことの可能な記録誌である。宮城県は、先ず、0～6 ヶ月までの「初動および応急・復旧期」にあたる 6 ヶ月分の記録を、700 頁に近い正規の版、および検証表を中心とした 30 頁程度の概要版として震災後一年後の 2012 年 3 月に公開した。その後、震災から 1 年経過後の 2012（平成 24）年 4 月 1 日に県庁内の総務部に検証・記録チームを組織している。「引き続き応急・復旧期」にあたる発災後 6 ヶ月～12 ヶ月までの 6 カ月分については「続編」として 400 頁を越える

本編、資料、索引を持つ正規版、および概要版を 2013 年 3 月に出している。宮城県では、「中立かつ専門的な視点で検証を行う必要」から、職員へのヒアリングを外部組織に委託していた。0～6 ヶ月までの記録誌では公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀機構へ依頼し、他方、6 ヶ月～12 ヶ月までの記録誌については NKSJ リスクマネジメント株式会社を通じて職員へのヒアリングを行った。期間を分け、外部組織によるヒアリングをもとに、短時間ですみやかに行政対応をとりまとめ公開するという方針が採られたことが分かる。

二段階目は、より時間をかけた緻密な検証プロセスをつくりこんでおり、2012(平成 24)年 4 月 25 日に「学識経験者、市町村およびライフライン関係者」で組織される宮城県防災会議東日本大震災検証・記録専門部会を設置し、その後 2 年 3 ヶ月の間に計 6 回の会議を開催した³⁶。会議を通じて出された資料や意見等を参考に、県で調査にあたり、「検証記録誌」を実現するというスタイルで、二段階目の記録誌の作成にあたった³⁷。最終的に、『東日本大震災―宮城県の発災後 1 年間の災害対応の記録とその検証―』という題名で 2015 年 3 月に公開されている。この資料には正規の版と概要版の二つのバージョンがあり、前者は全 900 頁以上の本編、国・県・市町村の対応時系列をまとめた 20p の資料、県下の計 35 の被災市町村の「被災状況カルテ」、および索引を備える大きな資料である。この 2015 年発行の資料について以下に説明する。

冒頭に置かれた知事による「はじめに」では、「東日本大震災の実態を把握」とともに、「対応の詳細を後世に伝えることが被災県である本県の責務」という考えが示されている。目次につづき、ページ番号を振られていない計 10 頁分に、被害の様子、津波襲来の様子として、何枚かの写真を収録している。それに続き「検証の概要」として、「検証の目的」「検証の方法」「本誌の構成」、そして、凡例、宮城県組織図、宮城県全図が置かれている。

本編は計 10 章とむすびにより構成される。第 1 章は地震の概要と特徴、避難状況であり、第 2 章は宮城県の事前対策とその検証に充てられた章で内容が充実している。統計データ、近年の県下の自治体合併の経過を冒頭に置き、宮城県沖を震源とする過去の歴史地震と津波についての説明、県内の活断層、869 年に発

生した貞観地震津波以来の県内に被害を及ぼした地震・津波の表、被害想定の詳細、津波予報伝達フロー、県のアクションプランや地震防災緊急事業の説明、事前対策の検証と更新状況、さらには 3.11 後に県の諸部門で作成した記録誌の一覧³⁸、地域防災計画の修正概要までを収めている。

第 3 章「初動対応と活動状況」、第 4 章「応急・復旧対策」で量的には 720 頁にのぼり、全体の 80% 程度を占めている。第 3 章の初動対応と活動状況としては、災害対策本部の設置と活動、避難所の開設、警察、消防、自衛隊、政府の初動対応、さらに、東北地方整備局、仙台管区気象台、消防庁、東北電力、NTT 東日本、日本赤十字社、東日本高速道路といった関係機関の初動対応が示される。DMAT の活動、他の自治体や外国からの支援がつづいている。第 4 章の応急・復旧対策としては、避難所の運営、災害ボランティア、埋火葬、救援物資の供給、燃料の確保、住家被害認定、応急仮設住宅、教育、ライフライン、産業、雇用対策、災害廃棄物、関係法令、県議会、行幸啓といった多様な内容を取りまとめている。

第 5 章は県の広報活動と報道機関の活動について、第 6 章は原子力発電所に関する対応として、女川原子力発電所、福島第一原子力発電所に簡単に言及されている。第 7 章は復興へ向けた始動として国と県の動きを説明し、宮城県震災復興計画の概要、市町村の震災復興計画の策定についてふれている。第 8 章は教訓であり、防災体制、国との連携、物資や燃料、救助活動、避難体制、保健医療、ボランティア、廃棄物、法整備、防災教育など多岐にわたり教訓を引き出そうとする姿勢が示されている。第 9 章は地震津波研究として、国の動向と東北大学の取組みについて触れ、第 10 章は防災対策の推進について簡単に触れられている。

宮城県の記録誌へ向けた活動は、方法的に行政対応を検証するという姿勢で一貫していた。そのため、公開のスタイルもそれに沿ったものとなっている。記録誌自体のみならず、活動の中心となった検証のプロセスを、会議資料等を含めてすべて公開するというスタイルである。記録誌は検証の一部を構成するという位置づけであることが分かる。そのほか、宮城県は「記録映像」として本編 30 分、資料集 45 分の映像資料を作成しており、この中に、地震・津波のメカニズム、

県内各地への津波襲来映像、被害状況、地震や津波への備えを収録している。

4.3 福島県の記録誌

地震や津波に直接起因する被害だけでなく、福島第一原子力発電所の事故という二次災害から大きな被災地となった福島県の記録誌についてみていこう。福島県は、「東日本大震災や原子力発電所の事故の被害状況、復興への歩み」と題した特設ページ³⁹を設けている。特設ページでは、福島県土木部、企業局が、復旧・復興に関するかなり大がかりなレポートが公開されている。土木部の記録は、2014（H26）年の復旧において、主に復旧事業の進捗状況を、被災直後と復旧後の写真をつき合わせて説明し、2015（H27）年の復旧・復興編では、3年間の土木部の取り組みをまとめており、県土づくりプランの策定とともに、公営住宅整備計画、沿岸海岸の保全計画等、道路災害復旧等の取組み事例を収録している。一方、企業局は県工業用水道の復旧状況を示す資料を「記録誌」として2015（H27）年に出している。

県の総合記録誌に相当するものは、『東日本大震災記録と復興への歩み（2013年3月発行）』と題された資料であり、2年分の対応の総合的なとりまとめ物件で計395頁である。構成の特徴として、章分けの前に相当大きな情報を収録している点が挙がる。そこに「震災の概要」「写真」「震災対応状況の時系列一覧」が収められている。アーカイブと行政記録誌の要素は、必ずしも明示的にではないにせよ、分けられている。概要につづいて置かれる写真群は、いわき市や浪江町等を中心とした津波による被害状況、そのほか、各地での救助活動、捜索活動、災害対策本部、避難所、ボランティア活動、放射能関係のスクリーニング、甲状腺検査、除染作業、さらに一年後の追悼式の写真等である。

「震災対応状況の時系列一覧」は、階層のことなる国・県・市町村の行政主体の対応を一望できるだけでなく、県庁内の各部局の動きを一望できる仕様となっている。

これらに続き、章分けされた記録が続き、それらは「Ⅰ 震災前の福島県の状況」「Ⅱ 複合災害の発生」「Ⅲ 震災対応」「Ⅳ 震災対応に係る住民調査と減

災に向けての取り組み」「Ⅴ これからの福島復興と未来へつなぐ提言」「Ⅵ 県議会の対応」「Ⅶ 参考」である。

福島県の記録誌としては、2年分の行政対応の記録を収録した資料が決定版の位置づけのように見えるが、その後も定点観測的に『復興の歩み』を出している。数ヶ月ごとに更新されており、第1版 平成24年10月29日発行から、第18版 平成28年12月5日発行まで続けられている。すべて電子版で閲覧可能となっている。

4.4 茨城県の記録誌

東日本大震災から2年後に出された茨城県の記録誌は、オーソドックスな行政対応中心の記録誌であり、初動時すなわち「第2章 初動対応（地震発生後概ね72時間）」と、地震後1年間すなわち「第3章 応急・復旧対策（地震発生後1年間）」の行政対応を中心にとりまとめた記録誌である。二分冊の合計約1000頁のうち、第2章が380頁程度、第3章が580頁程度で、これらの二章分で本編ボリュームに占める割合は95%をこえている点が特徴的である。

知事の「発刊にあたって」につづき、第1章は、地震の概要と県の被害の概要に充てられている。第2章では発災後72時間までにおける県災害対策本部の各班ごとの初動対応が説明されている。「総括班」「情報班」「対策班」「広報班」「陳情班」「機動班」「燃料調整班」がそれである。このうち、他の班が災害対策本部の設置時に従来から活動してきたのに対して、東日本大震災後に「燃料調整班」が新設された。これは3.11発災当日夜に複数の医療機関から県へ燃料確保の相談が寄せられたことを受けている⁴⁰。これに、県庁の部単位での初動対応の記録がつづき、企画部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、会計部、企業部、地方部、東京連絡部、教育部、警備対策部の順で初動の対応が説明されている。次いで、市町村・消防の初動対応、「国、防災機関等の初動対応」として、政府、自衛隊、関係省庁、運輸機関、医療関係機関、報道機関、社会福祉団体等の初動対応が説明され、これに、ライフライン事業者の初動対応として、道路、鉄道、電気、通信、上下水道、ガスの各関係会社の初動対応が加えられている。第3章の応急・復旧

対策は、ひきつづき県災害対策本部の活動がメインの内容で、これに、市町村・消防の活動、国、防災機関等の活動、ライフライン事業者の活動といった初動と同じカテゴリで復旧期の活動を説明し、これに「財政措置」を加えている。第4章復興対策では、特区制度、復興基金の設置と活用、復興交付金の活用、そして、震災から一年の追悼・復興記念式典について述べられている。第5章では震災からの課題と地域防災計画の改訂について説明がなされている。

4.5 千葉県の記録誌

千葉県の記録誌は、震災から2年後の2013（H25）年3月に出されている⁴¹。編集・発行は、千葉県防災危機管理部となっており、全5章と資料編で計380ページ程度の比較的コンパクトな物件である。これに、2013年8月に追補版として、被害状況の更新情報や復旧状況を写真で示す計10頁の資料が付加された。「はじめに」の中で、知事は、避難、県民生活、風評被害、ごみ処理等について触れ、さまざまな支援に謝意を示しつつ、「地域防災計画の修正」「海岸保全基本計画の変更」「海岸県有保安林整備指針の策定」等にふれ、防災対策をすすめている点を強調している。また東日本大震災の被害の状況、千葉県の応急復旧対応から復興に向けた取組みを「記録として残し、後世に伝える」目的を明示している。

第1章では、地震と津波の概要を、外部資料、県で観測された地震の震動波形グラフ、津波の波形や潮位の変化のグラフ等の資料⁴²にもとづいて説明している。第2章は、県の被害に関する章で、人的被害、物理的被害をとりまとめている。液状化の状況が詳しく説明されている⁴³点が特徴的である。第3章は応急・復旧対応で、県災害対策本部の設置から、市町村の初動対応や県との連携、避難所、罹災証明の発行、自衛隊や国土交通省の支援などにもふれ、成田国際空港（株）の初動対応等を収めている。県外からの避難者への対応、放射性物質への対応について説明されている点が特徴的であり、これに、計画停電、被災者の生活支援、上下水道の復旧、土木、農林水産行、病院、商工業、教育関連施設とつづき、災害廃棄物処理、全国からの支援、そして東北地方等への支援、ボランティア活動についてまとめている。この復旧期までの記録が約

70%を占めている。

千葉県の記録誌は復興への動き、震災の教訓や防災対策への言及が占める割合が大きい。第4章は「復旧から復興へ」として、復旧・復興本部の設置、行幸啓、総理大臣の視察、議会の対応などに触れつつ、被災者の生活くらし再建支援についての記録が多岐にわたり充実した内容となっている⁴⁴。支援制度、支援事業、貸付金、補助金、医療救護支援、相談対応、就労支援、金融支援等について詳しくまとめられている。この章にはさらに、経済活動への支援、県発のキャンペーン、国への要望、市町村の復興への取組みなどの記録が収められている。第5章は東日本大震災を振り返ってと題して、津波、液状化、帰宅困難者、備蓄・物流等のトピックごとに教訓をまとめており、また「次の大規模災害に備える」として、地域防災計画の見直し、帰宅困難者対策の見直し、防災支援ネットワークの構築、その他、専門委員会の提言、さまざまな指針の策定、計画の策定、訓練の実施について触れている。

資料編では、35ページ程度のボリュームの中に、二系統で対応時系列表を置いている。1つめは、県の災害対策本部および復旧復興本部の動きと、県内外の状況をまとめた資料である。2つめは、部・局・庁ごとの対応状況等の表である。総務部、総合企画部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、および、出納局、水道局、企業庁、病院局、教育庁の対応が月、月日ごとにまとめられている。

4.6 仙台市の記録誌

仙台市の記録誌は、「震災記録誌」を題名に持ち、震災後一年間の行政対応を中心とする記録として、3.11の二年後に出されている⁴⁵。「発刊に寄せて」において、市長は、震災の「体験・教訓を次世代へと伝え」「災害への備え」とすることに加えて、「行政機関を中心に」に資料として役立つことを期待している。「都市型震災」の新たな課題として、エネルギー不足や帰宅困難者の発生をあげた上で、避難所の運営や各種支援制度の運用、廃棄物処理、仮設住宅などの面で全力で対処したことを強調するとともに、発災後の初期段階から記録を残すよう指示していたことを明かし、「想定・準備」していたことと、「実際に起こり対応した」ことのすべてが教訓になると主張している。

仙台市の記録誌は、その全体が仙台市民の「生活復旧」と「生活復興」をコアな内容として編集されているように見える。「第1部 総論」「第2部 被害状況編」「第3部 応急活動編」「第4部 生活復旧編」「第5部 生活復興編」という5部、全19章から成る計790頁ほどの大部の資料である。部課の対応を中心に精密に組み立てられた構成だが、その一方で目次だけで28頁分にもなる。賛否は分かれるだろうが、少なくとも、これだけの分量の「目次」は、管見の限り他の自治体の記録誌では見られないものである。5部の各部に沿って内容を確認したい。

第1部には、総論と総括が置かれており、この部分に、記録誌の目的や方針説明がある。記録誌の作成にあたって、「問題点や課題点」を時系列的に示し、各節の最後に「総括」を置く方法が採られていることが説かれている。全編を通じて、被災前の体制や実対応の内容（＝事実）、それと分けて、反省点やどうすべきだったのか（＝価値判断）という今後への見通しを総括としてまとめている仕様が特徴的である。この記録誌の仕様説明、構成説明につづき、昭和53年の宮城県沖地震、阪神淡路大震災にも触れ、これまでの防災対策と課題、復興への見通しが収められている。第1部は、明示的ではないが、記録誌全体の総括とみなすことのできる内容を収めている。第2部は、仙台市の概況、地震津波の概要と被害状況の説明に充てられる。第3部 応急活動編被災直後の災害対応は、「第4章 被災直後の災害対応」「第5章 被災直後の生活復旧」としてまとめられている。単なる「復旧」ではなく、「生活復旧」として、区の災害対策本部の設置、避難所の

開設と運営、福祉避難所、食料等の給与、物資の集配、帰宅困難者、外国人対応などを節として収めている。

第4部と第5部が仙台市の記録誌のメインコンテンツであり、これら二部の占める分量は全体の74%になる。第4部は、8章分を収録する最大の部であり、それらは具体的に、「第6章 生活支援」「第7章 応急仮設住宅」「第8章 福祉・医療・保健」「第9章 環境」「第10章 道路・交通網・公園」「第11章 ライフライン」「第12章 国内外からの支援」「第13章 災害救助法」である。第5部は、明確に生活復興とうたっているように、復興計画、復興特区、復興交付金の説明からはじまり、「第15章 生活再建支援」と「第16章 住まいの復興」が中心に置いている。これらに、「第17章 教育・文化」「第18章 経済の復興」「第19章 財政・税務・人事等」が続く。最後の19章には、情報システムに関するまとまった説明が置かれている。

以上、3.11後に作成された五県および仙台市の記録誌について説明した。これら6件の記録誌について、仕様や特徴について簡単にまとめたものが、表2である。

5 おわりに - 記録誌作成の標準化可能性、記録誌の系譜と文化について

平成28年熊本地震を受け、被害の状況や震災後の行政対応を主な内容とする熊本市の記録誌の計画がすすめられている点については冒頭で触れた。仙台市の尊いご意志により、地震後100冊が贈呈された仙台市の記録誌を参考とする方針が立てられている。自治体の把握する「被害」は、新聞等のメディアや防災関係

表2.

2011(平成23)年東日本大震災に関する五県の記録誌+仙台市の記録誌

県名	記録誌名	記録誌発行年月	仕様とボリューム	備考
岩手県	岩手県東日本大震災津波の記録	2013/3	本編全8章で計256ページ	応急1期日期までで本編の50%程度。復興に関する記録少。
宮城県	東日本大震災－宮城県の震災後1年間の災害対応の記録とその検証－	2015/3	本編全10章、資料、索引で計1050ページ	「3章 初動対応」「4章 応急1期日対策」で本編の75%程度を占める。復興に関する記録少。震災1年後、2年後に別バージョンの記録誌を出している。他に概要版 計60ページ有。
福島県	東日本大震災記録と復興への歩み	2013/3	本編全7章、計400ページ	Adobe Flashブック / Htmlブック形式で公開他に土木部、企業局による記録誌がある。
茨城県	東日本大震災の記録～地震・津波災害編～	2013/3	本編全5章、1000ページ(二分冊)	「第2章 初動対応(地震発生後概ね72時間)」と、地震後1年間すなわち「第3章 応急・1期日対策(地震発生後1年間)」で本編の95%程度。
千葉県	東日本大震災記録誌	2013/3	本編全5章、計380ページ	復旧期までの記録が約70%を占めている。そのほか、復興への動き、震災の教訓や防災対策への記録が多い。
仙台市	東日本大震災 仙台市 震災記録誌－発災から1年間の活動記録－	2013/3	本編全19章、計790ページ	復旧期までの記録が約70%を占めている。「生活復旧」と「生活復興」に重点。各節に総括を付けて、課題を抽出。

機関が伝える「被害」とすべての点で一致するわけではない。「被害」を市の行政のしくみに沿って記録し総合化する作業を本記録誌の作業では想定し、かつ、地震後の熊本市の行政対応を収録することになろう。

東日本大震災と熊本地震では地震そのものの性質や規模、地震・津波の被害の性質や範囲まで大きく異なるが、被災自治体という視点で見れば、政令指定都市という共通点も含めて、仙台市と熊本市の間には一定の共通点があるはずである。仙台市の記録誌を通じて、自治体としての共通点、都市としての共通点を吟味した上で、熊本市の記録誌作成の参考となりうる点は多いと考えられる。

ただし、災害記録誌の制作は、ある特定の記録誌を手本とし、情報を集め、決められた流れ作業を機械的に実行するというよりは、時間のゆるす限り、記録誌に必要な「知」が何かを検討し、「知」を集め、さまざまな記録誌の性格やバックグラウンドに精通しつつ、自らの記録誌の性格付け、位置決めを通して実現されていく性格を持つ作業であろう。本稿でパノラマとして見たさまざまな記録誌が、その「知」の一部を構成することになると考えられる。

県の記録誌を中心に幾つかの自治体の記録誌をレビューして判明したことは、地震から2年経過後に記録誌を公開している自治体が相当数を占めるということであった。内容的には発災直後の対応を中心とするもの、応急復旧期の対応を中心とするもの、復興期に相当な関心を払っているもの、「1年間」と時間を明記しているもの等さまざまだが、2年後というタイミングで相当数の記録誌が出されている点は注目できる。また、(県)土木部などを中心に作成された経緯をもつ記録誌は、復旧が一段落したタイミングで編集・発行されていた。

最後に、行政対応の記録誌作成の一部のプロセスを標準化可能か、記録誌作成にあたって標準的なスキームを自治体間で共有可能かという論点を付け加えたい。そもそも、過去20年を例にとってもこれだけ多くのさまざまな記録誌が出されている。大震災／大災害後の行政記録誌の作成スキーム、様式、標準化要件などは、ほとんど議論されずに、これまで自治体にゆだねられてきた。自然災害、個々の自治体による行政対応という視点から見れば、それも当然である。というの

も、自然災害は個々それぞれに特殊性があり、自然災害をうける自治体の被害も非常に細かい点まで独自であり、それらへの行政対応もユニークなものを多く含んでいるはずだからである。

その一方、行政対応の記録誌として見た場合、とりまとめにあたり設定すべき要件を一部共有することも可能なはずである。例えば、地域防災計画の検証と修正という論点は、本論で確認した県・市の自治体の記録誌の多くに収録されていた。自治体の記録誌に、大地震前に運用されていた地域防災計画の検証、地震を踏まえた修正が盛り込まれている点は重要であり、自治体記録誌の要件の一つとみなすことが可能だろう。また、地震(津波)の概要～被害の概要～発災直後の対応～応急復旧期の対応 というオーソドックスな流れは、記録誌の編集の上では、ほぼ共通している。これらの記録誌共通の性格からすれば、自治体の規模の大小にかかわらず、大地震の行政対応の記録を要件にもとづいて効率的にとりまとめ、公開可能にする仕組みが一定の標準的なスキームとして共有されてよいはずである⁴⁶。

記録誌には、リアルタイムにまさに作成中の記録誌だけではなく、長い時間の中で変遷があり、また(記録誌の)メタレベルの知があるという見方ができる。記録誌の変遷ないしヒストリーの視点は、個々の自治体の記録誌をばらばらに孤立させるのではなく、一定の「系譜」の中にとらえることを可能とするだろう。記録誌を作成する自治体は、みずからの記録誌の出自を示し、参考にした記録誌を具体的に示し系譜付けすることによって、とりわけ、過去の記録誌の文化に意識的に自らを接続することができる。

記録誌の系譜は、記録誌のメタレベルの知と密接にかかわってくる。それは、「未来」に視点を移すことで、より容易に気づかれるだろう。時代と場所を超えた自治体の取り組む記録誌の理念や構想をメタレベルの知とすれば、自治体が記録誌の系譜を意識し、過去の記録誌の文化の延長上に自らの記録誌を位置づけた先には、「未来の記録誌」を一步踏み込んで想定することが可能となるのである。すなわち、未来に作成されるであろう他の自治体の「記録誌のための作業支援」の視点で、作成にあたり、配慮すべき諸点、設計レベルの諸点もつつみ隠さず意識的に記録誌に盛り込んでいく

ことが可能になるということである。被災自治体が、被災の体験、行政対応、さまざまな反省をもとに、はばひろい視点から、将来、不幸にも何らかの大災害をうけて記録誌をとりまとめようとなった他の自治体に参考となる資料コーパスや注意点を示そうとする意義は、未来へ投げかけられる記録誌の文化の一面である。こうして、より長い視点で自治体の記録誌を発展的にとらえることが可能となるだろうし、ひいては自治体の震災記録誌作成の文化を育て、未来へつないでいくことが可能となるはずである。

¹ このような事情から、本稿が収録し言及の対象とする記録誌に一定の偏りがあるが、その点をご容赦願いたい。

² 代表的な震災アーカイブの一つは、震災後半年を経ずして2011年6月に活動が開始され、東北大学を中心に産官学民連携で震災記録を収集・公開している『みちのく震録伝』である。

³ 総務省『震災関連アーカイブ構築・運用のためのガイドライン』2013

⁴ 震災アーカイブに関する技術的な資料や論文は以下で確認できる。

『情報の科学と技術 - 特集: 震災アーカイブ』vol.64, 2014

⁵ 馳駟とは、駟を結ぶ馬による情報伝達網であり、律令時代には、『馳駟奏言』によって地震の概況や被害の情報をすみやかに朝廷に報告するシステムが機能していた。大地震で馳駟が運用されたことは、他の国家非常事態と同様、地震が最重要事項として取り扱われたことを意味している。

『飛鳥・奈良朝における地震対策 - 天平六年地震を中心に』弘胤佑, 広島大学大学院教育学研究科紀要, 第二部64号, 2015, p.53-62

⁶ 『撰要永久録』は、昭和十六(1941)年に原史料を活字化したものが出ている。安政江戸地震に関わる御触事之事巻六四、巻六五、巻六六は以下に収録されている。

『撰要永久録 御触留』第七巻, 日本学術振興会, 1941

[国立国会図書館デジタルコレクション

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1365480/144> : 2017年2月13日閲覧]

⁷ 宇佐美龍夫『東京地震地図』, 新潮社, 1983, p.135-148

⁸ 『撰要永久録』等をもとにした幕府の救済策は以下で紹介されている。

北原糸子『地震の社会史』講談社, 2000, p.252-305

⁹ 北原, 前掲書, p.266-267

宇佐美龍夫『東京地震地図』, 新潮社, 1983, p.137 三箇所では不足になり、二箇所が増設されたことも分かっている。地震から十日前後の間に御救小屋に入った

江戸の住人は、2696人に達したという。さらに付言するならば、焚き出しにせよ、御救小屋にせよ、安政江戸地震でいきなり登場したものではなかった。「焚出」「御救米」「御救小屋」という救済策は、いわばセットで、文化三年(1806年)の大火災以降、度々用いられていた。江戸の大火事の際に蓄積されていた「公助」のノウハウが大地震に転用されたと見ることができる。

¹⁰ 2016年12月20日、熊本市都市政策研究所は『熊本明治震災日記』の現代語訳を出版した。

¹¹ 本誌に収録されている以下論考を参照。

丸山伸治『熊本県立図書館蔵の明治二十二年熊本地震資料』

¹² 明治期岐阜県庁文書として知られる史料であり、

「震災日誌(一)」には、明治24(1891)年10月28日~11月15日までの記録を収めている。岐阜県歴史資料館蔵。

¹³ 上に掲げた『震災日誌』と同様、明治期岐阜県庁文書として知られる史料。岐阜県歴史資料館蔵。

¹⁴ 中西良雄『震災実業救済会の成立過程 - 濃尾震災救援活動と社会事業(II)』愛知県立大学文学部論集, 第53号, 2004, p.120

¹⁵ 『明治二十四年十月二十八日大震報告』岐阜県岐阜測候所, 明治27(1894)年4月28日発行。

¹⁶ 前掲書, p.88-97 余震の大森公式はこの論文の中で説明されている。

¹⁷ 『大正震災誌』大正震災誌刊行会, 1923年12月31日発行

『東京大正震災誌』東京府編, 1925年4月3日発行

¹⁸ この二点の震災誌に続き、都道府県レベルの『東京府大正震災誌』と内務省による震災誌も出ているが、本稿では触れない。出版の順に見ると、震災誌刊行会(1923.12)→東京市(1925.4)→東京府(1925.5)→内務省(1926.2)の順となる。

『東京府大正震災誌』東京府編, 1925年5月10日発行

『大正震災誌』(内篇・附録の全二巻), 内務省社会局, 1926年2月

¹⁹ 前掲書, p.133-149

²⁰ 残念ながら、『東京大正震災誌』には、当時の東京市の行政担当者、編者や執筆者による行政対応の記録を編集・出版する意義や理念を説明した部分がない。内容から、市の実務的な行政対応を記録を残す意図にもとづいて作成されたことは明らかである。

²¹ 福井県『福井県震災誌』1949年6月28日発行。占領期に作成されたこの震災誌の冒頭には、初の公選知事である当時の小幡知事による序とともに、福井軍政部軍政官デーヴィス中佐らの献賛の辞が収録されており、都道府県が当時GHQの軍政下にあったことが資料からも理解される。

²² 近年の震災アーカイブ関係の動きを軸として、神戸市の記録誌を起点とし東日本大震災より前に出された記録の歴史を「アーカイブ前史」と位置づける研究者

もいる。

牧原出『三大震災における記憶の記録』、『大震災復興過程の政策比較分析－関東、阪神淡路、東日本三大震災の検証－』に所収、ミネルヴァ書房、2016、p.54-56

²³『阪神・淡路大震災－神戸市の記録 1995 年－』1996 年 1 月 17 日発行

²⁴ 神戸大学附属図書館 デジタルアーカイブ 【震災文庫】[<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/eqb/> : 2017 年 2 月 13 日閲覧]

合計 16 のカテゴリで分類され、数百件におよぶ資料である。

²⁵ 鳥取県『鳥取県西部地震震災誌』2001

鳥取県は、震災から 1 年後に地震の記録を取りまとめた上で本震災誌を発行した。

²⁶ 福岡市『平成 20 年版福岡県西方沖地震記録誌』2008

²⁷ 福岡市、前掲、p.216-219

²⁸ 石川県『平成 19 年能登半島地震災害記録誌』2009

²⁹ 石川県、前掲、p.144-145

³⁰ 『中越大震災誌』2009 年 3 月

³¹ (財)砂防・地すべり技術センター発行『Sabo』vol.97, jan.2009, p.5-9 には、地震と土砂災害の論文が寄せられており、この地震で巨大地すべりがおきたことや、ダム湖での津波という稀な現象が発生したことなどに触れられている。

³² 岩手県『岩手県東日本大震災津波の記録』2013

³³ 災害派遣医療チーム (DMAT = Disaster Medical Assistance Team) は、厚生労働省を主体に発足した組織で、都道府県に拠点を持つ。大災害発生直後に迅速に展開し、主として発災後 72 時間以内に集中的に活動し、人命救助と救急医療にあたる。消防＝救助活動と医療＝救急医療の連携部隊である。2008 年に発生した岩手・宮城内陸地震では岩手 DMAT が初出動した。このときの反省を踏まえて、3.11 発災直後には改善された岩手方式のスキームで DMAT が岩手県内外に派遣され活動した。熊本地震では 2 回に分けて岩手 DMAT が熊本へ派遣され、主に避難所で活動した。

³⁴ 岩手県、前掲、p.197-203

³⁵ 岩手県、前掲、p.204-213

³⁶ 記録専門部会の全メンバー、各回に用いられた会議資料はすべて公開されている。

[東日本大震災の検証・記録に関する宮城県取組 <https://www.pref.miyagi.jp/site/kt-kiroku/kt-torikumi.html> : 2017 年 2 月 13 日閲覧]

³⁷ 『(仮) 宮城県東日本大震災検証記録誌』という仮題を持つ概要版の下案も Web 上に資料として提供されている。

³⁸ 宮城県『東日本大震災－宮城県の発災後 1 年間の災害対応の記録とその検証－』2015, p.74

³⁹

[<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list281-903.html> : 2017 年 2 月 13 日閲覧]

⁴⁰ 茨城県『東日本大震災の記録～地震・津波災害編～

(2 分冊の 1)』2013, 第 2 章 1 節(7)ア, p.67

⁴¹ 千葉県『東日本大震災記録誌』2013

⁴² 千葉県では 2002 年 2 月から強震観測網で観測した地震波形記録データを CD-ROM で希望者に配布し、地震関連研究等への情報提供をはかっている。千葉県、前掲、p.13

⁴³ 千葉県、前掲、p.112-130

⁴⁴ 千葉県、前掲、p.287-294

⁴⁵ 仙台市『「東日本大震災 仙台市 震災記録誌－発災から 1 年間の活動記録－」』2013

⁴⁶ 東日本大震災後、記録誌の作成を業務委託する動きが中小の自治体で見られた。釜石市、大槌町、浪江町が例として挙げられる。だが、中には大槌町のケースのように、仕様書の詳細を定めて発注したにもかかわらず、受注した業者の業務怠慢により委託解除せざるをえないケースが出た。やむをえず外部事業者に委託する場合を除き、記録誌を内製する意図を持つ中小の自治体を支援するためにも、記録誌作成の標準的なスキームが追求され自治体間で共有されることは重要である。

※ 2000 年代以降、自治体の公開する記録誌の多くは、デジタル版がインターネット上で公開されている。本稿は、紙幅の関係上、個々の記録誌の正式名称を収録するにとどめ、URL は基本的に併記しない方針を採った。記録誌の名称をもとに検索し、内容をご確認いただきたい。

※ 関東大震災以降の古い震災誌についても、本稿は、個々の資料の正式名称を収録するにとどめた。多くは国立国会図書館デジタルコレクションで内容を確認できる。<http://dl.ndl.go.jp/> へアクセスし、資料名から内容をご確認いただきたい。

